

# 令和2年5月臨時会 常任委員会

## 商労文教委員会

委員長名	遊佐久男
委員会開催日	令和2年5月4日（月）
所属委員	[副委員長]佐々木彰 [委員] 水野透 真山祐一 渡部優生 山田平四郎 高橋秀樹 宮下雅志 吉田栄光 神山悦子



遊佐久男委員長

(1) 知事提出議案：可 決…1件  
承 認…1件

※[知事提出議案はこちら](#)

## （ 5 月 4 日（月） 商工労働部）

神山悦子委員

新型コロナウイルスの感染者が78名になり、クラスターが4つ発生するなど、改めて見舞いを述べる。

商工関係者はゴールデンウィークまでなら自粛要請への対応を頑張れたかもしれないが、今日の夕方にも緊急事態宣言が今月末まで延長となるとの話もあるため、それを含めて質問する。

商1ページの雇用調整助成金については、事業者負担分の10分の1を県が負担することで事業者がスムーズに使えるようになり非常に良かった。

雇用調整助成金の上限額を1人1日当たり8,330円から増やすとの話もあるが、これまでの制度における額の10分の1との理解でよいか。

また、5億1,418万円について、事業者数などの根拠を聞く。

雇用労政課長

昨日、西村経済再生担当大臣から雇用調整助成金の上限額の引上げについて検討を進める旨の発言があった。現在の上限額は1人1日当たり8,330円であり、県の算定もそれを基に試算している。上限額の引上げについては、まだ検討を進めている状況のため、今後十分な情報収集に努め適切に対応していく。

また、約5億円の算出については県内の中小企業数や従業員数を、対象となる事業者数についてはリーマンショック時の福島労働局の雇用調整助成金の決定件数を参考にしているが、リーマンショック時よりも件数が増えると言われているため、県内の事業者数は少し多めに見て1,500社を3か月分としている。

神山悦子委員

1,500社を3か月分とする理由を聞く。

雇用労政課長

現在国では緊急対応期間を4月1日～6月30日としているため、国の対応期間に合わせて算定している。

神山悦子委員

休業に伴い事業者が労働者を休ませる場合は雇用調整助成金を使うことができる。福島労働局や県労連の調べによると、何とか雇用を維持したい事業者は雇用調整助成金を使うが、解雇した例も少なくない。

この予算には、解雇した場合も含まれているのか。

雇用労政課長

解雇された後は失業手当の受給となるため、今回の予算はあくまで従業員の雇用を維持し1人も解雇しない事業者に対し、県が独自に上乗せ助成するものである。

神山悦子委員

6月までは助成を使うことができるが、果たして6月末までもつかという企業や事業所が多い。今後県では新たな予算計上が必要になることも含め、県内事業者数や雇用の在り方を見ながら予算を計上すべきと思う。これは、意見とする。

商2ページの福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付事業について、自粛要請した事業者への10万円の給付は少ないと思うが、県自身も協力金の形でつくったことを評価したい。

そこで、対象事業者数と期間を聞く。

商工総務課長

事業者数は平成28年度の経済センサスから導き出しており1万5,000社を想定している。

また、期間は4月28日～5月6日である。

神山悦子委員

期間はゴールデンウィーク中とのことだが、最初に述べたとおり7日以降についても別途考えねばならない。

理美容師やスーパーなど自粛要請の対象ではない事業所はそのまま営業しているが、そうした事業所も厳しい経営を強いられていることは確かである。私も美容院へ行ったが、売上げが半分になり何とか経営を維持しているとのことだった。

今後、自粛要請の対象となっていない事業所についても、県が独自に支援対象に含めるよう検討してもよいと思うが、考えがあれば聞く。

商工総務課長

先に企業数は1万5,000社と答弁したが、1つの企業が複数の事業所を持つ場合があるため、事業所数であれば2万社となる。

休業要請の対象となっていない場合でも、実際に経営状態が苦しい事業所が多いことは承知している。しかし、休業要請は新型インフルエンザ等対策特別措置法による感染拡大防止が主な目的であり、3密（密閉空間、密集場所、密接場面）にならないよう施設に対して休業を要請するものである。また、協力金は休業に対する補償ではなく休業への礼として支給するスキームであるため、生活に必要とされたスーパーマーケット等まで含めることは難しい。

なお、休業要請の対象以外で現在困っている業種があれば、制度資金や様々な給付金により対応可能である。

神山悦子委員

その点は理解できるため、当然進めるよう願う。

しかし、自粛対象か否かにかかわらず家賃等の固定費がなければもたないため、県として家賃等の固定費への支援も必要である。

協力金は固定費の支援も含むのか。

経営金融課長

家賃補助については国が検討中であると聞いている。

県としては、実質無利子となる新型コロナウイルス対策特別資金を設け、中小企業等の当面の資金繰りを強力に支援す

るよう予算を編成している。

神山悦子委員

商3ページの中小企業制度資金貸付金について、何%減少すれば貸付対象となるかなど条件を聞く。

経営金融課長

国から示された制度としては、個人事業主については直近の売上げが5%以上、中小企業については15%以上下がっていることが条件である。

今回、5~15%の法人については県が独自に利子補給を行うため、売上げが5%以上下がっていれば実質無利子の貸付を受けることができる。

神山悦子委員

国の制度を緩和した点については評価したいと思う。

健全な事業主もこのままいけば経営がうまくいかなくなり倒産に追い込まれることを考えれば、事業を継続できるか見極めたり、資金を借りるためにも、本当は条件をゼロに近い形にする必要があると思うため意見として述べておく。

宮下雅志委員

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について確認する。

神山委員の質問に対し、生活必需品を販売する店については対象外であると課長から答弁があった。本来は全ての店に自粛してほしいが、生活必需品を売る店については県民の利便性や生活維持に必要であるため自粛対象にしないと理解していたが、課長の話を知ると生活必需品を売る店は自粛対象としないため勝手に休んでも協力金の対象にはならないとの理解でよいのか。県民の利便性や生活の維持に必要であるため営業していたが経営が苦しく自主的に休業した場合、施設利用を抑える意味では目的を達成すると思うが、協力金の対象ではないとのことである。

例えば、旅館やホテルの宴会部門は自粛対象であり宿泊部門は自粛対象ではない。制度上は自粛対象でない宿泊部門を休業とすれば協力金の対象になるが、両者の違いを説明願う。

商工総務課長

危機管理部が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき設定した一覧により、協力金の対象とするか否かを判断している。

委員指摘のとおり、生活必需品を売っていても経営が苦しい事業所はあると思う。

そもそも自粛してほしいが県民の生活のために営業をお願いしているはずとの指摘があったが、食料品、薬局などの医療関係、エネルギー関係や官公庁等は生活に必要な部分に含まれており、基本的には可能な限り休業せず営業を継続願うことが前提である。

生活に必要なにもかかわらず自主的に休業した事業所を協力金の対象とするには非常に厳しいと考えている。

さきに旅館等で完全に休業すれば対象になるとの話があったが、連休期間中は行楽目的の宿泊については事業の継続を求める対象としないと国から指針が出ている。つまり、密になる場面が生じる可能性のあるホテルや旅館については休業対象となるが、カプセルホテルなど他人との接触があまりないものは対象としないとの区分けをしている。

区分けの考え方は難しいため、個別に相談があれば丁寧に対応していく。

宮下雅志委員

例えば、ペットショップやゴルフショップなどの趣味の店は日常生活に支障がないため、密の状態が発生する状況になくても自粛要請の対象である。飲食店はもともと自粛要請の対象ではなかったが、自主的に自粛したり営業時間を短縮しただけでも協力金の対象となる。制度には区切りとして線を引かねばならないこともあるが、基本的な考え方は十分確認したほうがよいと思う。

経営が苦しいか否かではなく施設利用を制限することによりコロナウイルスの拡大を防止することが、協力金を支給対象とするか否かの原則である。再度、業種ごとに整理し考え方を示すべきと思うため、よろしく願う。

次に、新型コロナウイルス対策特別資金について聞く。

売上げが15%以上減少した場合、日本政策金融公庫の窓口とは別に新型コロナウイルス対策特別資金を県が独自に実施するとのことである。

売上げが20%以上減少する場合は、突発的災害の発生時に措置されるセーフティネット保障4号の利用も可能となるが、詳細を説明願う。

経営金融課長

資金の借入れに際しては、売上げが20%以上減少した際に信用保証協会が金融機関に対して100%を保証するセーフティネット保証4号、売上げが15%以上減少した際に対象となる危機関連保証、売上げが5%以上減少した際に信用保証協会が金融機関に対して80%を保証するセーフティネット保証5号という、3つの保証制度を利用できる。これらは通常の信用保証協会の保証とは別枠で、最大2億8,000万円まで借り入れることが可能である。

今年3月に新型コロナウイルス対策特別資金として8,000万円を上限に貸付けを行う1.5%の有利子型の制度を設けたが、今回はさらに別枠で3,000万円の貸付けを行う制度を設けたため、合計1億1,000万円までは貸付けを受けることができる。

宮下雅志委員

要するに、別枠で考えるとのことである。

新型コロナウイルスの被害がひどくなるのではないかとという昨年度末の時点で、経営金融課長から県独自の融資制度をつくったとの話を聞いた。

国が実施する日本政策金融公庫の貸付について、日本政策金融公庫だけでは窓口が混雑して大変であるため、信用保証協会が保証し民間の金融機関も実施する。本県は復興特別資金、台風第19号等関連の資金により、企業にとって特別枠の融資が膨らんでいる状況にある。

経営金融課長は2月定例会において、国の資金と県の資金という全く別の2つの資金を1つの信用保証協会が審査する場合、信用保証協会は返済能力や返済計画など一般の貸付制度のルールに基づき審査すると述べていた。売上げの減少が10~15%であればある程度返済計画を立てることができるが、今回業種によっては5割以上、7~9割の売上げが減少している。こうした中で、返済計画や今後の見通しを出すよう言われても出しようがない。

別々の制度を1つの保証協会が審査することになれば、信用保証協会の審査がボトルネックとなり企業に金が出ていかないことも考えられる。信用保証協会に対する代位弁済の補償として72億円では足りないが、信用保証協会の審査がボトルネックとなり貸し出さなければ72億円も使わないこととなる。信用保証協会は保証せずに痛まないかもしれないが、本県の産業構造はめちゃくちゃとなる。セーフティネット保証は保証料が無料であるが、その他は責任共有制度が発生し、2割の責任共有となれば金融機関は尻込みして金を出さない。

平時の延長との考えではなく緊急事態であること、緊急事態において本県の産業をどのように守っていくかの考えを改めて聞く。

経営金融課長

新型コロナウイルス対策特別資金は、基本的に国の制度を活用して構築している。

県独自とは、国の制度では利子補給されない中小企業の売上げが5~15%減少した部分について県利子補給を行うことである。また、日本政策金融公庫や商工中金の貸付けは信用保証協会が絡まない国独自の融資であり、今回の予算要求は信用保証協会が保証する部分である。

金融庁からも再三にわたり円滑な資金供給について通知が出されているが、新型コロナウイルス対策特別資金についても県内の金融機関に対しなるべく速やかに融資できるよう依頼している。なお、有利子型の新型コロナウイルス対策特別資金の承諾件数の速報値は、3月が93件、4月が400件であり融資の規模が4倍となった。

申込みがあれば速やかに保証を承諾するよう県からも依頼しており、危機感を持ち今後とも対応していく。

宮下雅志委員

ぜひそうした形で対応願う。

経営金融課長は資金をデザインし皆を助けていく立場にあるため、運用機関や審査窓口に指導願う。金融機関に調査した際、国の資金にも信用保証協会の保証が入ると聞いたが、もしかしたら銀行の間違いかもしれないため再度確認しておく。いずれにしても、信用保証協会の審査がボトルネックとならないよう緊急事態として対応願う。

神山悦子委員

商8、9ページに2つの実質無利子型利子補給があるが、対象や内容など両者の違いを聞く。

経営金融課長

商8ページの新型コロナウイルス対策特別資金の利子補給の内容は、今年度貸付分の1.5%の利子を3年間にわたり保証するものである。商3ページに貸付原資が450億円と記載があるが、450億円の4倍規模である1,800億円を今回の貸付枠として想定している。3年間の利子補給総額は、1,800億円掛ける1.5%掛ける3年間で81億円となり、そのうち商4ページに記載がある中小企業制度資金利活用推進事業の9億円を令和2年度中に支出する想定であるため、81億円から9億円を引いた商8ページの72億円となり、来年度以降利子補給として発生する債務負担行為額である。

貸倒れが発生すると、日本政策金融公庫の信用保険から9割、全国保証協会連合会から6%分が補填され、貸付金の4%が信用保証協会の最終的な負担分となる。仮に1,800億円が丸々貸倒れとなった場合、1,800億円の4%が偶然72億円となり商9ページに記載されている。

神山悦子委員

自粛要請への協力金である10万円について、本当は損失補填としてこの10倍ほどあればよいと思う。

宮下委員も述べたように、これまで原発事故、台風被害、暖冬の影響もあった上での新型コロナウイルス対策であるため、これまでの融資とは別枠でなければならず、緊急性とスピード感を持った県の対応が求められている。

10万円を今後どのように支給していくのか。

商工総務課長

基本的には、事務委託により実施予定である。

現在スキームを作っており、議決後速やかに体制を整えて支払っていく。

神山悦子委員

県内は広いが、委託業者の窓口が全て行うのか。

商工総務課長

委託先において、ウェブや郵送により申込みを受け付ける形になると思う。

神山悦子委員

委託業者は1つか。

支払い方法について方向性があれば聞く。

商工総務課長

基本的には委託先に原資を預け委託先に申し込んでもらい、委託先が内容を精査し委託先から金を支払う形で考えている。

神山悦子委員

まだ決まっていないかもしれないが、せつかく作った県独自の協力金であるため事業者へ速やかに支給できるように、また委託された側も混乱が起きないようにしなければならない。事業者や県民に支給方法を早く知らせる必要があると思うため、要望とする。

また、意見のみ述べる。

飲食店を応援するプレミアム商品券等も方法の一つであると思う。しかし、医療機関や福祉施設には消毒液、マスクや

ガウンが足りない。

マスクでいえば川俣町のシルク、本宮市では東和株式会社という繊維の会社、酒造会社が消毒液を作るなど様々な方法があると思うが、これらはまだ不足しており長期的に必要であるため、県内企業にそれらを作ってもらい県が買い上げて必要な場所へ届けるなどの産業支援が必要であると考えている。

国会において、県内企業が国発注の輸入に関わっていたと報告された。輸入もよいかもしれないが、県内にはこれほどの中小零細業者があるため新型コロナウイルス対策に貢献できるならばそれに越したことはない。むしろ必要な衛生資材などを調達できるよう県が県内企業を育てるなど、中国等に頼ってきた経済の仕組みそのものを見直す必要性が迫ってきていると思うため、意見と要望として述べる。

遊佐久男委員長

意見に代えさせてもらう。

真山祐一委員

端的に3点聞く。

まず、今回創設される制度資金について、企業債務の借換えは可能か否かを聞く。

2点目に、雇用調整助成金について、休業要請した部分は100%国が見るため県は関係ないと思うが、5分の1、10分の1それぞれについて県が独自に事業者負担分を軽減するとの理解でよいか。

最後に、前払い利用券の発行について、残念ながら前払い利用券を販売した事業者が倒産した場合、事業者に債務として販売分の負担が残るかについて聞く。

経営金融課長

制度資金の借換えについては、新型コロナウイルス対策のために国が1月29日に金融機関に相談窓口を設置した。

80%しか保証しない資金であるセーフティネット保証5号から100%保証の資金であるセーフティネット保証4号への借換えは通常できないが、例外的に1月29日～5月1日までの借入れについては、新型コロナウイルス対策特別資金や豪雨対策特別資金について80%保証から100%保証の資金へと借換えが可能である。制度開始以降に借りた資金を借り換えることはできないが、1月29日以降5月1日までであれば柔軟に借換えができるとの考え方が国から示されている。

雇用労政課長

雇用調整助成金への上乗せは従業員を解雇しない中小企業を対象としており、国の制度では9割まで対応するが、残り10分の1を県の制度で助成するものである。

解雇した場合には5分の4が国の助成率であるが、今回は解雇しないことに力点を置くため対象外となる。

なお、国では一定の要件を基に10分の10へと拡充する計画もあるが、全てが10分の10にはならず一定の事業者負担が残る部分があると聞いているため、その部分については県が上乗せする形で対応していく。

商工総務課長

飲食店前払いについては、前払い利用券を販売した取扱店が不幸にして廃業した場合を想定して、プレミアム分を含めて払戻しを求めないとの前提をつけて販売に協力してもらおう予定である。

真山祐一委員

雇用調整助成金について再度聞くが、今の説明は緊急事態措置に応じて休業した場合に国が100%補償する話かと思う。

賃金の60%を超えて休業手当を支給する事業者については、60%を超えた部分を国が100%プラス10分の9を支給し、制度が拡充されてもなお残った10分の1について県が保証するか否か確認する。

雇用労政課長

国の制度改正の詳細は分からないが、委員指摘のとおり基本的には10分の10になっていない部分について県が上乗せ助成する方向で考えている。

渡部優生委員

協力金について聞く。

休業要請は一定の強制力を持たせた形となっているため、損失補償との考え方で支払うべきとの考え方があるが、県としては様々な議論を経て協力金として決定したと思う。

協力金を支出するに当たっての県の基本的な考え方と、どのように検討し、この金額に決定されたか妥当性を確認する。

商工総務課長

休業要請と休業補償は一体ではないかとの指摘であるが、休業要請についてはオールジャパンで休業補償することが望ましいとのことで、全国知事会から国へ休業補償してほしい旨を申し出た。しかし、国から休業補償はしないとの話があったため、他県の状況を勘案して施設に協力金として支払うこととした経緯がある。

次に金額の妥当性については、先行していた7都府県の状況や本県に隣接する県の状況から10万円を採用するところが最も多かったため、10万円とした。

渡部優生委員

先ほど4月28日～5月6日が休業要請期間であるとの話があったが、あくまでもこの期間において協力してもらった場合に協力金を支払うことでよいか。

また、今後さらに緊急事態宣言の期間が延びる動きがあるが、今回の予算についてはこの期間における協力金とのことでよいか。

商工総務課長

協力金は、少なくとも4月28日～5月6日まで継続して休業等している事業者に支出するものである。

また、緊急事態宣言の延長との話もあったが、県民生活に大きな影響を及ぼすものであるため、今後具体的な内容など情報収集に努め対応を検討していく。

商工労働部長

協力金の期間については、誤解が生じないよう私から説明する。

知事から4月20日の時点で県内の事業所に向けて4月21日～5月6日までの休業要請を行い、その際に協力金の支払いを検討している旨を話した。先ほどから述べているとおり、あくまで協力金との考え方に立つため、今課長が説明した4月28日～5月6日までの休業に対する補償と受け止められると誤解である。4月21日～5月6日までの休業への協力依頼があり、4月27日に知事から協力金制度を定めた旨の発表があり、協力金の申請手続きの要件として4月28日～5月6日まで休業や営業短縮することと定めたとのことである。

申請要件の期間と協力要請の期間を混同しないよう願う。

神山悦子委員

今部長が確認の意味で発言したと思うが、再度確認する。

要するに、自粛要請は4月21日～5月6日までであり、実際には4月28日～5月6日までの分について企業へ協力金を支払うとの理解でよいか。

商工労働部長

4月28日～5月6日まで休業や営業時間を短縮したことについて、貼り紙やホームページへの掲載などを行ったとして申請してもらうため、ルールを決める前の4月21日から休んでいるか否かまでは求めない。

神山悦子委員

せっかく部長が間違いのないようにと発言しているので、私が間違えて受け取るといけないと思い再度聞く。

実際には、4月28日～5月6日まで自粛した人への協力金とのことか。

知事が21日から自粛すると述べたため、21日から自粛した人も含むのか。

商工労働部長

4月21日から休業している者も対象である。少なくとも4月28日～5月6日まで休んでいたことが確認できれば、協力

金の対象とする。

もちろん知事の要請に基づき4月21日からすぐに休んだ者も対象となり、7都府県に対する緊急事態宣言に基づき休もうと思った者も対象となるため、4月28日～5月6日のみとのことではない。

## ( 5月 4日 (月) 教育庁)

吉田栄光委員

我が会派では、昨日教育庁から議案について様々説明を聴取したが、感染症における国の経済対策を受けて緊急を要する保健衛生、オンライン学習、特別支援学校のスクールバスの増車等を提出してもらった。

教育長をはじめ職員においては、県民にとって非常に大事であるためなるべく早く享受できるようにお願いし、御礼と補正予算への意見とする。

神山悦子委員

3月の臨時休校や4月20日以降の全国一律の自粛要請があり、学校現場も家庭も子供たちにとっても4月によやく始まったかと思えばすぐ休みになるなど、本当に落ち着かず不安な状況に置かれていると思う。子供たちにそうした影響が出ないように、今後精神的なケアが求められていくと思う。

教2ページの幼稚園保健衛生費補助事業や教5ページの学校保健特別対策事業など、今回の補正予算においてマスクや消毒など緊急に必要なものが計上されているが、今後使うものとの理解でよいか。2月定例会の最終日に学校にもマスクなどを配布するとの補正を組んだため、先に計上した部分と今回の部分がどう関係するかを説明願う。

健康教育課長

教5ページの学校保健特別対策事業は、今後使用が見込まれるマスク分として計上している。

神山悦子委員

先に計上した部分については、既にマスクや消毒液を配付したのか。

健康教育課長

既に購入している分は4月末までに全ての学校に配付済みであり、改めての予算である。

神山悦子委員

教2ページについては、各学校に教員分として現物を配るための予算とみてよいか。また、現在もマスクが不足している状況であるが大丈夫か。

同様に教6ページについても、消毒液が不足している状況であるが大丈夫か。

また、いつごろまでに配付する予定であるか。

福利課長

教2ページの学校保健特別対策事業については、県立学校における感染リスクの低減を図るため、県立高等学校、特別支援学校、県立中学校など全ての県立学校の教職員に配付する、マスク、手指消毒剤、清掃用消毒剤等の保健衛生用品を購入するものであり、今後使用するものである。

神山悦子委員

大丈夫なのかと聞いている。

福利課長

マスク等については、新型コロナウイルス対策として県の購入実績がある業者に納入可能か否か聞いているところである。

神山悦子委員

感染防止のためには教員も子供たちも密にならないことのほかに、マスクや消毒剤も必要であるため、大変苦労はある

かと思うがいつまでにとのことが見えるように願う。

財源は全て国庫支出金で賄われるとみてよいか。

福利課長

文部科学省の学校保健特別対策事業補助金と地方交付税交付金である新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を活用して購入する。

神山悦子委員

教3ページの特別支援学校スクールバス感染症対策事業について、密にならないよう予算を増やすとのことであるが、考え方と財源を聞く。

特別支援教育課長

特別支援学校スクールバス感染症対策事業については、各学校におけるスクールバスの乗車定員のうち半数以上が乗車している路線について増便を行い、乗車定員が半数以下となるよう対応する。

また、財源は国と県が各2分の1である。

神山悦子委員

特別支援学校については休校中も学校を開いてもらうなど様々あるため、十分な目配りと子供たちの負担軽減についてよろしく願う。

宮下雅志委員

休校が5月末までとさらに長くなり、子供たちの学力の問題や生活習慣の乱れが一番心配であり、休校期間中も十分な対策が重要である。

今回の補正予算では、遠隔学習機能強化事業によりウェブカメラを設置するとのことである。コロナ騒動の中では、世界各国が工夫を凝らして授業を行っており、特に中国ではオンライン授業が十分整っているが、残念ながら日本ではそうした環境が整っていないため、求められる大きな部分であると考えている。

ウェブカメラを設置することでオンライン学習が円滑に進むと説明があったが、家庭学習としてオンライン授業に取り組むための整備としては、県内の学校全体においてどの程度進むのか。

教育総務課長

今回、県立中学校及び県立高校においてウェブカメラを整備するための予算を組んだが、遠隔授業については現在も各学校の設備を活用して順次開始している。全ての県立高校、県立中学校にウェブカメラを設置することにより、より多くの学校で遠隔授業を実施しやすくなると考えている。

県としても、既に県立学校等に遠隔授業を実施するためのノウハウを周知しており、広く使われるよう促していく。

宮下雅志委員

これまでの審議においても、学校で子供1名に1台の端末を整備するよう予算措置がされていたと記憶するが、遠隔授業を開始するに当たり各家庭における端末の整備状況をどう把握しているか。

教育総務課長

多くの家庭においてインターネット環境をそろえていたり、スマートフォンを保有しているため、現時点ではそうした機器を使用してもらうことを想定している。

そういったものを保持していない家庭については、CD-ROMや紙媒体の配付などのほか、学校のパソコンを使ってもらうなどきめ細かく配慮しながら対応していく。

宮下雅志委員

そういった家庭においても遠隔授業が受けられるようぜひ取組を願うが、実施時期はいつ頃を想定しているか。

教育総務課長

現時点においても各学校にある機器を使用して3分の1程度の学校が既に始めているが、ウェブカメラについては業者

と相談して速やかに整備を行い、多くの学校で遠隔授業を実施できるよう準備を進めていく。

宮下雅志委員

休校の現状においても子供たちの学習意欲や学習能力を維持するため、不公平が生じないように市町村立学校についても県が十分支援することも含めて努力願うが、どう検討しているか。

教育総務課長

既に遠隔授業に取り組む市町村があると承知しているが、ICTの整備状況についてはばらつきがあることが事実である。

県としても、遠隔授業に関するノウハウの提供や重要性の理解を促すことを含めて、市町村の実績を把握しながら指導助言等の支援を考えていく。

神山悦子委員

教10ページの県債について、教育センターのGIGAスクールについては国庫内示が減額されたとのことであるが、今後オンライン授業等への支障はないか。

教育総務課長

2月補正で承認された校内ネットワークに関する補助事業は、学校内の無線LANの整備である。

申請額に対して減額の内示があったが、業者と相談しアクセスポイントの整備箇所の精選により、内示の範囲内でどのような整備が可能かを引き続き検討していく。

校内の整備であるため、遠隔授業の実施には特段の支障は生じない。

神山悦子委員

小中学校へはタブレットを配るとのことだが、パソコンを持っていない高校生もいると思う。宮下委員も述べたとおり、機器の貸与など方法を考えなければ不平等が生じたり、実際にオンライン授業を受けられない事態も生じかねないため十分調べて対応願う。

オンライン授業が本当にうまくいくかもこれからであり、休校要請もいつまで続くかが分からない。そこで、もう1点教育長に聞くが、休校要請は当面とのことであったが、いつまでといった期限はあったか。

教育長

緊急事態宣言を受け、知事が全県の学校に向けて5月6日までの休校を要請している。

解除になれば明日からというわけにはいかない学校側の事情もあるため、4月末に、知事から解除があれば1週間以内を目安に再開する旨を知らせている。そのため、いつ再開するかについては決まっていない状況にある。

真山祐一委員

1点確認する。

教2ページの幼稚園保健衛生費補助事業については、教育支援体制整備事業費交付金を財源として10分の10活用した事業と認識している。この交付金については、3月16日に文部科学省から通知があり、「2 補助事業者の拡充について」として「都道府県又は市町村を補助事業者としていましたが、これに「幼稚園（幼稚園型認定こども園も含む）の設置者」を加えることとしました。」と記載されている。

この予算には通知に基づく幼稚園の設置者への補助を含むのか、含む場合は具体的に想定している補助事業対象事業者を聞く。

義務教育課長

この事業は、市町村教育委員会が各園に状況を聞き補助している。

今回の補正については、26市町村及び国立の福島大学を含めるため、合計27事業、86園が申請している状況である。

真山祐一委員

これは1施設50万円を補助するとの内容であるが、市町村等が各園の申請を取りまとめるのではなく各園が申請するの

か。

義務教育課長

市町村が各園の取りまとめを行い、市町村に補助金が支出される形である。

真山祐一委員

さきに述べた3月16日付け事務連絡では、都道府県または市町村補助事業者としていたが幼稚園の設置者を加えることとしたという通知であるが、本県では市町村に支出されるとのことであるため、「2 補助事業者の拡充について」について本県は対応していないとの理解でよいか。

義務教育課長

私立については担当が別であるため、公立幼稚園については義務教育課が取りまとめている状況にある。

真山祐一委員

私学・法人課の予算には計上されていないため確認した。

